令和6年度

関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務

特記仕様書

令和 5 年 12 月

国土交通省 関東地方整備局

1. 業務概要

本業務は、公共工事の品質確保を目的として、関東地方整備局管内の港湾または空港、海岸事業に関する総合評価落札方式による工事発注において、工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、総合評価項目の分析・整理等を行うものである。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術 提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対 象業務である。

また、本業務については、以下に示す試行の対象業務である。

・40 歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者(以下「技術指導者」という。)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。

2. 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

3. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要				
関東地方整備局管内港湾・空港技術審査補助業務								
競争参加資格確認申請書等の	競争参加資格の確認・整理	式	1	別紙のとおり				
分析・整理								
総合評価項目の分析・整理	企業評価項目の確認・整理	式	1	別紙のとおり				
	技術者評価項目の確認・整理	式	1	別紙のとおり				
データベースの作成・更新	技術提案データベースの作	式	1	別紙のとおり				
	成・更新							
	工事実績データベースの作	式	1	別紙のとおり				
	成・更新							
	業務成績データベースの整理	項目	1	結果の整理				
照査		式	1					
打合せ			14					
協議・報告			2	事前協議、最終報告				
成果品		式	1					

4. 業務仕様

4-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」(国土交通省港湾局令和4年11月改訂)の定めによるものとし、それにより難い場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和5年3月改訂)の定めによるものとする。

なお、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と別途協議し実施するものと する。

4-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を留意しなければならない。

- (1) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況等を十分把握した上で、業務を行わなければならない。
- (2) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

4-3 業務の内容

4-3-1 競争参加資格の確認・整理

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-2-2 2)(2)の内容とする。なお、具体的に以下の内容について確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表として整理するものとする。

- ・会社の同種工事の施工実績の有無
- ・配置予定技術者の資格等の確認・整理
- ・競争参加資格要件
- ・上記に付帯する項目

4-3-2 総合評価項目の分析・整理

実施内容は、「港湾等発注者支援業務業通仕様書」2-2-2 3)の内容とする。なお、具体的には以下の内容について分析し、取りまとめるものとする。

- ①企業評価項目の確認・整理
 - ・企業における施工実績(技術提案・工事成績・表彰等)の確認・整理
 - ・企業の地域性、社会性及び信頼性に関する資料の確認・整理
 - ・上記に付帯する項目の確認・整理

ただし、総合評価落札方式(技術提案評価型S型WTO)については実施しない。

②技術者評価項目の確認・整理

- ・配置予定技術者の能力(工事成績・表彰等)の確認・整理
- ・上記に付帯する項目の確認・整理

ただし、総合評価落札方式(技術提案評価型S型WTO)については実施しない。

4-3-3 データベースの作成・更新

①技術提案データベースの作成・更新

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-2-2 4)(1)の内容とする。

②工事実績データベースの作成・更新

実施内容は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」2-2-2 4)(2)の内容とする。

③業務成績データベースの整理

令和1年から令和5年の業務成績について、令和1年から令和3年、令和2年から令和4年、令和3年から令和5年の3年平均ずつごとに整理し、各平均と比較出来るよう整理するものとする。整理項目については調査職員が指示するものとする。

4-3-5 打合せ

打合せは、対象工事毎又は複数工事毎等に行うものとし、対象工事の目的、内容を把握し、作業手順等について調査職員と管理技術者が打ち合わせを行うものとする。回数は計14回を想定している。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた 場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

4-3-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。

なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた 場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

4-3-7 照杳

実施内容は、港湾等発注者支援業務共通仕様書2-2-2 6)のとおり照査を行うものとする。

4-4 対象工事

本業務の対象工事は、以下のとおりとするが、対象工事数毎の作業内容は、別紙一覧表によるものとする。なお、対象工事の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務 実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行うものとする。

地整名	対象工事件数
関東地方整備局	14 件

4-5 実施体制

(1) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解したうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

(2) 担当技術者を 4 名以上配置し、資格要件を満たさない担当技術者を 2 名配置する場合にあっては、適正な品質確保を図るため、特に管理技術者による指導・監督を徹底し、その内容を記録として残すものとする。

4-6 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15 に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめのうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品

CD-R 又は DVD-R 2枚

5. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
- ①競争参加資格確認申請書
- ②その他必要と認められる資料等

6. その他

- (1) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、受注者は機密性の高い事務室等を確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (3) 低入札価格調査制度による調査

調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。

(4) 技術提案

1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。

2) 技術提案履行計画書の変更

発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。

3) 技術提案書不履行の場合の措置

受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

4) その他

技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。

(5) 契約内容の変更手続きについて

本業務における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び 指示書等があるものを契約変更の対象とする。

(6) 設計変更等について

設計変更等については、発注者支援業務等契約書第 20 条から第 21 条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編 1-1-19 から 1-1-20 などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

(7) 業務品質確保調整会議について

1) 業務品質確保調整会議

本業務は、円滑な業務の実施及び品質の確保を図ることを目的として、受発注者双方の責任者も参加 し、履行における条件、業務工程の確認及び調整、業務計画の確認及び設計変更に関する確認・調整等を 行う会議(以下、「調整会議」という。)を開催するものとする。調整会議の開催時期は、受注者が設計図 書の点検を完了した業務着手前を原則とするが、調査職員と協議し決定するものとする。なお、履行途中 において開催が必要と判断された場合は、複数回開催することもできる。

会議の開催は、別途調査職員より通知する「業務品質確保調整会議実施要領」に基づき行うものとする。

(8) 情報管理体制

1) 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成 等下情報であって、保護を要さない情報であることを発注者が同意していない一切の情報をいう。以下 同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保すること。なお、発注者から同意を得た「情報取 扱者名簿及び情報管理体制図(別紙 1)」に記載した情報に変更がある場合は、「情報取扱者名簿及び情 報管理体制図の変更について(別紙 2)」を提出し、再度発注者の同意を得ること。

(確保すべき履行体制)

- ・本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする こと。
- ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・受注者は、発注者が同意した場合を除き、受注者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等から「指導、監督、業務支援、助言、監査等」を受ける場合であっても、それらの者に本業務で知り得た保護すべき情報について伝達又は漏洩してはならない。
- 2) 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

- 3) 業務履行完了後における本業務で知り得た保護すべき情報に関する資料等の取扱い(返却・削除等)については、発注者の指示に従うこと。
- 4) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部局へ報告すること。なお、国土交通省が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

(9) 配置技術者の確認について

- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
- 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
- ①業務打合せ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、 当該業務に携わっていることが明確な技術者
- 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
- 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。

(10) 技術指導者について

- 1) 管理技術者の他に、競争参加資格確認申請書に基づき技術指導者(担当技術者として配置)を配置する場合は、技術指導者は次に掲げる①から③の項目を実施すること。
- ①定期的に管理技術者の指導を行うこと(1回/週程度)。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。なお、②の協議、報告、打合せの際に調査職員が技術指導者より指導状況を確認する。
- ②特記仕様書に記載された、発注者と行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。
- ③打合せ確認記録簿、履行報告書等の書類を確認し、管理技術者を指導すること。なお、その際、各書類に記名(署名又は押印を含む)するものとする。
- 2)技術指導者は、業務実績情報システム(テクリス)に担当技術者として登録するものとする。
- (11) 打合せ等に係る旅費については、受注者最寄り駅を横浜駅と想定しているため計上していない。なお、契約後、調査職員と協議のうえ、受注者の最も近い本·支店の最寄り駅からの旅費に変更契約するものとする。
- (12)「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(令和 4 年 12 月 9 日改訂)及び 「港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ガイドライン」(令和 3 年 11 月 1 日

改訂)を踏まえ、当該業務の「3つの密」対策等を徹底し、当該業務の安全・安心に努めるものとする。また、具体的な感染予防対策等については、調査職員へ確認のうえ、業務計画書に明記するとともに、受発注者間で協議の整ったものに関して、感染予防対策の確実な履行を前提に設計変更を行うことができる。

以 上

対象工事数一覧表

単位:件

	審査項目数 の総数			総合評価項目の分析・整理			データベースの作成・更新				
地整名		競争参加資格確認・整理	企業評価項目		技術者評価項目		技術提案データベースの		工事実績データベースの		
							作成・更新		作成・更新		
	りが必要人	申請者	申請者	技術提案	施工能力	技術提案	施工能力	申請者	申請者	申請者	申請者
		10 者以下	11 者以上	評価型	評価型	評価型	評価型	10 者以下	11 者以上	10 者以下	11 者以上
	50 項目			2	2	2	2				
関東地方	以下	- 14		2	2	2	2	11	0	11	0
整備局	51 項目			0	0	0	0	11	U	11	U
	以上			U	U	U					
合計		14		2	2	2	2	11	0	11	0